

令和5年3月23日

(公社)鳥取県宅地建物取引業協会 会員各位

(公社)鳥取県宅地建物取引業協会
会 長 長谷川 義明
(会 長 印 省 略)

鳥取県宅地建物取引業協会建物検査費用支援について

日頃、本協会の運営につきましましては、格別の御理解・御協力いただきお礼申し上げます。

さて、空き家対策及び中古住宅・リフォーム市場の活性化を図るため、平成27年度から建物検査費用の一部を支援しており、多くの会員の皆様に活用いただいております。

この事業を、令和5年度においても引き続き下記のとおり実施しますのでご案内します。

なお、制度の詳細につきましては、別紙「鳥取県宅地建物取引業協会建物検査費用支援要綱」をご覧ください。また、支援申請等の様式は本協会HPからダウンロードできますのでご活用ください。

記

- 1 支援対象検査
個人間（仲介）タイプ及び買取再販タイプの建物検査
- 2 検査機関
ア (株)住宅あんしん保証
イ 住宅保証機構 (株)
ウ (株)日本住宅保証検査機構
エ (株)ハウスジーメン
オ ハウスプラス住宅保証 (株)
カ ハウスプラス中国住宅保証 (株)
キ その他会長が認めた者
※キその他会長が認めた者には、国の登録を受けた既存住宅状況調査技術者講習を修了した者も検査機関となります。また、キその他会長が認めた者は、事前の承認申請が必要です。
※現時点の、キその他会長が認めた者の一覧は別紙のとおりです。
- 3 支援金の額
建物検査に要する費用又は次の区分による額のどちらか低い方の額を支援金の上限とします。
なお、支援件数は1会員5件までです。
(1) 個人間（仲介）タイプ 1件当たり5万円
(2) 買取再販タイプ 1件当たり3万円
※建物検査料金は、建物検査機関によって異なります。また、既存住宅瑕疵保険に加入する場合には再度検査が必要となる場合がありますので、建物検査機関に確認してください。
- 4 支援申請の期間
4月1日から当該年度の予算額に達した時点又は翌年3月20日のどちらか早い方の日まで

担 当 塩川
電 話 0857-23-3569
F A X 0857-27-1854

これ以降のページは会員ページを参照してください。